

議案第 35 号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成 14 年さいたま市条例第 66 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---------------------------------|------|---|-------------------------------|------|
| (区の事務所) 第 3 条 前条第 1 項の区に設置する区の事務所の名 称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 | | | (区の事務所) 第 3 条 前条第 1 項の区に設置する区の事務所の名 称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 所管区域 | 名称 | 位置 | 所管区域 |
| [略] | | | [略] | | |
| 南区役所 | さいたま市南区 別所 7 丁目 2 0 番 1 号 | [略] | 南区役所 | さいたま市南区 別所 7 丁目 6 番 1 号 | [略] |
| [略] | | | [略] | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)

- 2 さいたま市福祉事務所設置条例（平成 13 年さいたま市条例第 138 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|-------------------|------|---|------------------|------|
| (名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 | | | (名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 所管区域 | 名称 | 位置 | 所管区域 |
| [略] | | | [略] | | |
| さいたま市南福祉事務所 | さいたま市南区別所7丁目20番1号 | [略] | さいたま市南福祉事務所 | さいたま市南区別所7丁目6番1号 | [略] |
| [略] | | | [略] | | |